

統合型・公開型 GIS 整備事業 要求仕様書

令和 6 年 4 月

国立市

1. 目的

市が所有するデータを、公開型 GIS により、地図と紐づく分かりやすい情報として誰もが自由に入手できる新たな情報提供サービスを提供し「市民サービス向上」を図るとともに、市民との情報量を均一化し、同じ情報を基に、まちづくりの推進、様々な課題解決を共に行う体制を構築する。さらに、統合型 GIS により市内の情報を一元管理することで、市内における効率的な情報共有、業務の効率化を図るだけでなく、複雑かつ高度化していく行政課題に対し、横断的な解決、政策立案できる体制を構築し「行政サービスの高度化」を目指す。

2. プロジェクト概要

2.1 件名

統合型・公開型 GIS 整備事業

2.2 本稼働開始予定時期

令和 7 年 3 月 1 日～

2.3 サービスの概要

【統合型 GIS システム】

- 今回委託対象となる令和 6 年度では、既存道路データ、都市計画データ及び農業関連情報等をはじめとする行政情報のデジタル化を図り、市内で共有可能な情報の流通基盤となる統合型 GIS を構築する。
- 令和 7 年度以降には本システムを市内全体へ導入することを見据えており、市内の情報を一元管理することで、担当間の効率的な情報共有、担当をまたがる問合せ等に、迅速かつ適切な市民対応を実現する等、日々の業務への改善を図るとともに、様々な行政課題に対し、横断的な政策検討、課題解決を図る体制を構築し、高度な行政サービスの提供を実現する。

【公開型 GIS システム】

- 統合型 GIS 同様、令和 6 年度は道路、都市計画及び農業関連情報等をはじめとする行政情報を、地図と紐づく分かりやすい情報として市民や市民から委託を受けた業者、さらには本市を訪れる来街者等に向け公開する。さらに令和 7 年度以降は市全体に係る様々な情報を公開していく計画であり、これについては利用者の意見を聞きながら公開情報の拡充・精査、内容の見直しを適宜行い、より効果的な情報提供サービスを目指していく。
- PC 及びスマートフォン等から閲覧でき、誰もが簡単に自由に情報を入手できるだけでなく、多様なシーンにおける行政情報の利活用を促進する。

※上記の両システムについては、LGWAN-ASP のシステムとする

2.4 本業務により目指す地域像

①市民参加のまちづくりの推進

市が基本構想として掲げるまちづくりの目標を実現する上で不可欠な、市民と行政の連携強化のため

め、地図情報と紐づく分かりやすい情報を PC やスマートフォンから容易に取得できる環境を整備することで、市民がまちの状況や課題等を把握する姿勢を促し、これを土台に、共有化された情報に基づき、市民と共にまちづくりを推進する体制を構築する。

②情報発信力の強化

市民意識調査において、市政情報の入手に対する満足度は低水準にあり、最新の調査では満足している市民はわずか 27.8%に留まっており、情報の発信および提供における改善は喫緊の課題であるだけでなく、行政と市民との間の情報格差の一因となっている。この他にも、市内で地震や災害が起こった際に生命、財産が守られると思うと答えた市民は 6.4%であり、わからないと答えた市民は約半数にも及ぶ。

公開型 GIS により市が発信する様々な市政情報を可視化し、その上で見えてくる課題等を市民とともに考え解決していくことで、市民の積極的な防災意識の醸成を図るとともに、市内の安全性向上を目指す。

③複雑かつ高度化する行政課題への対応

各担当間のデータを共有し、庁内が均一化された情報に基づき、適切かつ迅速な市民対応を行うだけでなく、今後、複雑かつ高度化する行政課題に対し、本システムを活用し、庁内が一丸となり横断的な政策検討、分析、課題解決できる体制を整備する。

2.5 利活用されるシステムを目指した運用支援

統合型 GIS 及び公開型 GIS を職員が様々なシーンで積極的に活用することを目的に、利用促進に向けた支援を実施すること（他市の事例紹介、利用を図る上でのアドバイス等）。

2.6 契約期間等について

契約は、「(1) 統合型・公開型 GIS 構築業務」、「(2) 統合型・公開型 GIS 利用料」とし、現段階で想定する契約日等は以下のとおりである。

(1) 統合型・GIS 構築業務

主な内容：統合型 GIS 及び公開型 GIS の設計・構築、紙等で扱っている地図資料のデータ化、個別業務特化型 GIS からのデータ移行、職員研修（稼働前）等

契約予定日：令和 6 年 7 月上旬

履行期間：契約日の翌日～令和 7 年 3 月 21 日

※ただし、公開型 GIS については令和 7 年 3 月 1 日に公開することを条件とする

(2) 統合型 GIS 利用料 ※令和 6 年度に係るもの

主な内容：統合型 GIS 及び公開型 GIS の利用料、運用保守。

契約予定日：令和 7 年 1 月上旬

システム利用期間（運用保守の履行期間）：令和 7 年 3 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

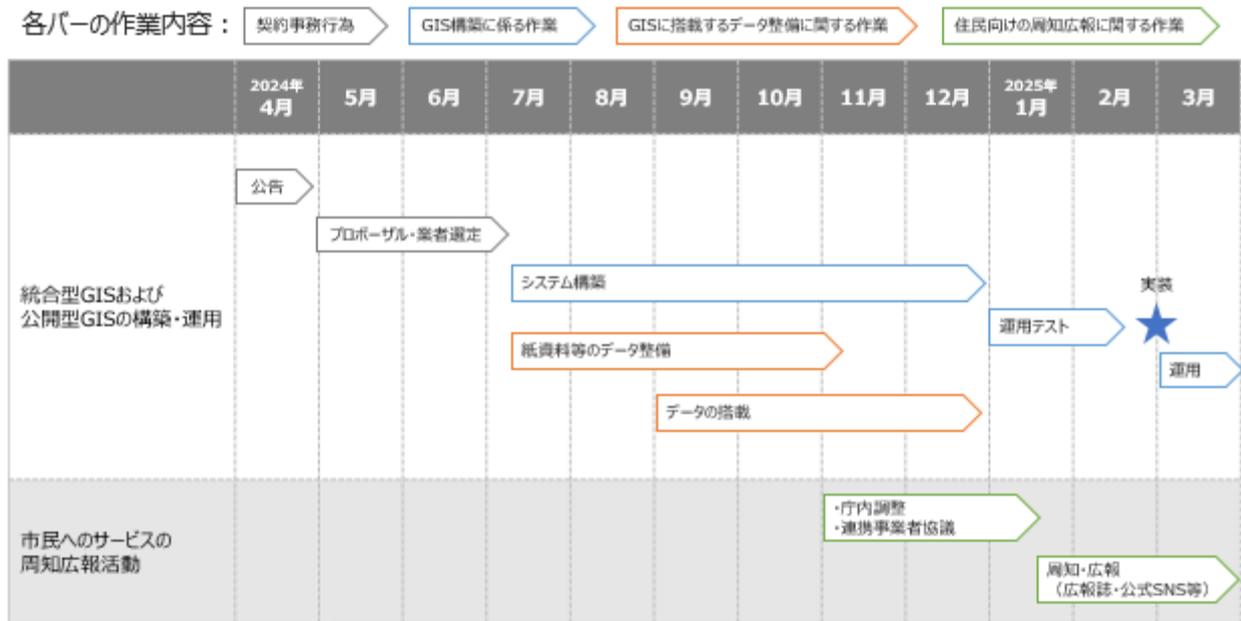
※令和 7 年度以降の利用料は各年度予算にて別途契約するものとする

2.7 履行場所

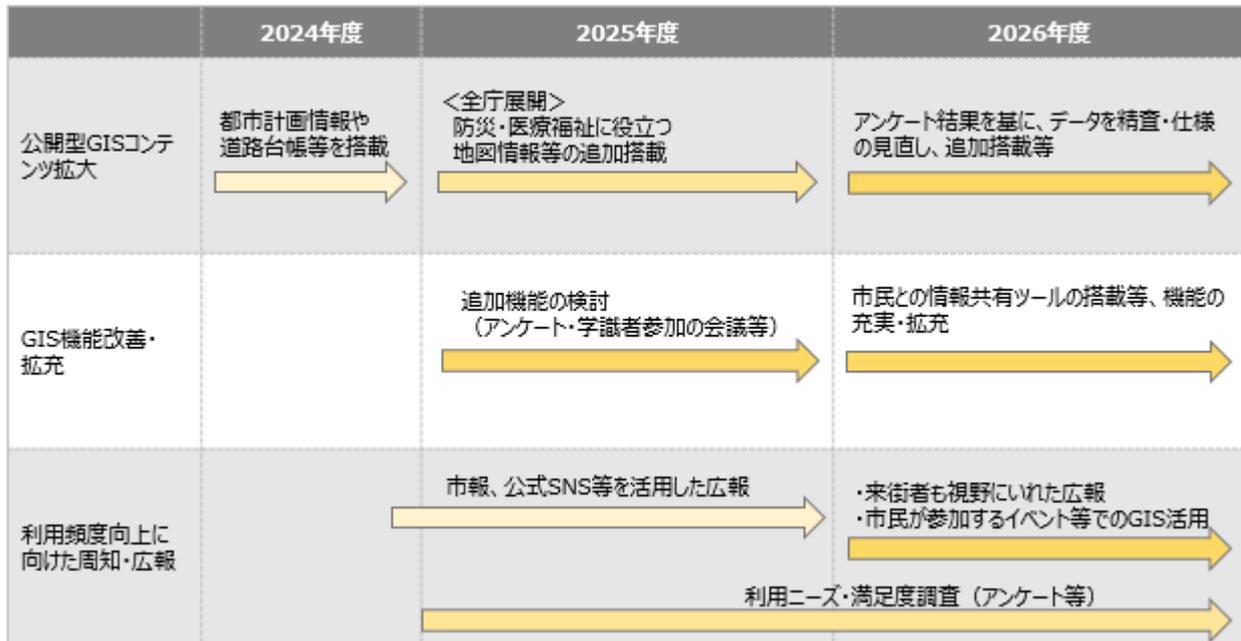
国立市役所、その他国立市指定場所

3. 全体スケジュール

3.1 令和6年度のスケジュール



3.2 令和7年度以降のスケジュール ※現段階での計画であり変更となる可能性あり



4. 統合型 GIS を構築する上での基本情報

4.1 既存の個別業務特化型 GIS について

(1) システム名 法定公共物等管理システム

- ・構築業者名：株式会社ヤチホ
- ・取扱うデータ：道路境界図、道路台帳、告示図書、各種境界証明、水路関連情報等

- ・システムを利用する端末数：2台（道路交通課1台／環境政策課1台）

(2) システム名 多摩 SEMIS

- ・構築業者名：TGS（東京都下水道サービス株式会社）
TGES（東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社）
- ・取扱うデータ：下水道台帳（管きよ、人孔、取付管）、竣工図、排水設備申請図書等
- ・システムを利用する端末数：1台（下水道課1台）

(3) システム名 街路灯管理システム

- ・構築業者名：株式会社弘洋第一コンサルタンツ
- ・取扱うデータ：街路灯位置図、街路灯調書、施設写真
- ・システムを利用する端末数：1台（道路交通課1台）

(4) システム名 土地家屋現況図ビューワー

- ・構築業者名：朝日航洋株式会社
- ・取扱うデータ：地番家屋図、航空写真、家屋異動判読結果、固定資産課税マスタ、路線価データ、家屋棟番号データ
- ・システムを利用する端末数：13台（課税課13台）

(5) システム名 税務資料ファイリングシステム

- ・構築業者名：株式会社ダイショウ
- ・取扱うデータ：公図、土地家屋登記済通知書、測量図、土地台帳、家屋台帳 等
- ・システムを利用する端末数：13台（課税課13台）

4.2 既存ネットワーク構成図

既存ネットワーク構成は、「参考資料：国立市の情報システムネットワークのシステム構成」のとおり。

4.3 各種数値等

- (1) 職員数 約900人（令和6年4月1日時点）※再任用職員及び会計年度任用職員を含む。
- (2) LGWAN 接続系端末の台数は、全庁で約700台である。主な端末のスペックは以下のとおりであり、その他の端末も以下のいずれかに準じたものである。

※原則としてノート型PCであるが、それとは別に、拡張モニターを配付し、自席での業務に利用している場合もある。

<ノート型PC>

- ・令和5年度導入（324台）
（ア）品名：dynabook B55/KV（Dynabook製）

- (イ) CPU : Intel Core i5-235U
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) SSD : 256GB
- (オ) OS : Windows11 Pro 64bit
- (カ) その他ソフトウェア : Microsoft Office Standard 2016、Acrobat Reader など

・令和2年度導入 (107台)

- (ア) 品名 : dynabook B55/DN (Dynabook 製)
- (イ) CPU : Intel Core i3 (第7世代)
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) SSD : 128GB
- (オ) OS : Windows10 Enterprise LTSC 2019 64bit
- (カ) その他ソフトウェア : Microsoft Office Standard 2016、Acrobat Reader など

<タブレット : 固定資産評価業務の現地調査に使用>

- (ア) アップル社製 iPad (第8世代以上)
 - (イ) iPadOS17.1以上
 - (ウ) 容量 32GB 以上
 - (エ) 4G 回線
- ※使用を想定している機種等の情報であり、変更の場合あり。

5. データ移行等について

データ移行等の対象については【別紙1】参照のこと。
※現在の管理方法、GISシステム導入後に期待する管理方法等も確認のこと

6. 公開型GISに搭載するデータ一覧

公開情報の詳細については【別紙1】参照のこと。
※公開する情報、公開情報へのファイリングデータの有無も確認のこと

7. 要件定義について

【別紙4】国立市統合型GIS・公開型GIS要求性能のとおりであるが、実測可能あるいは代替機能の提案を原則とする。また、代替機能を提案する場合は、提案された代替機能が、当該機能と同等と見なせるかの判断等を行う必要があることから、具体的な機能内容、操作方法等を示すこと。

なお、【別紙1】の内容を必須項目として整備した上で、見積り限度額の範囲内で追加提案が可能な場合は機能の詳細および金額を提示のこと。

8. 本調達対象外の作業について

- (1) 既存ネットワーク回線の変更作業
- (2) 統合型・公開型GISを利用する上で必要な端末及びプリンタ

- (3) 固定資産評価業務に用いる外部利用端末
- (4) 各個別業務特化型 GIS からのデータ抽出費用

9. KPI について

これについて、本市では以下の項目で評価する計画である。必要な情報（データ集計および提示、アンケート機能等）については、本調達の費用に含むこと。

なお、下記に掲げた目標値の達成に向けた支援も行うこと。

KPI①	GISに搭載した地図情報のマップ数	種別	アウトプット	単位	レイヤ数
KPIの概要、測定方法	統合型および公開型GISに搭載した地図情報のレイヤ数				
事業成果等の計測に適する理由	地図情報の整備状況、情報の公開状況を、常に確認することが「市民サービスの向上」、「行政サービスの高度化」を持続的かつ安定軌に具現化するためには不可欠と考えられるため。				
	2024年度末		2025年度末		2026年度末
	320		350		360

KPI②	公開型GISのアクセス件数	種別	アウトプット	単位	件
KPIの概要、測定方法	月単位の公開型GISへのアクセス数を管理ツールを用いて集計、確認する。 ※2024年度は3月の1か月分のみを想定 ※本市と人口の近い自治体の実績を参考に目標を設定				
事業成果等の計測に適する理由	アクセス件数の推移を確認することで、サービスの利用状況を把握できるだけでなく、こまめにデータ集計することで、月毎の閲覧傾向や季節ごとに求められる情報の分析等、今後のサービスの拡大や見直しに役立つデータが取得できるため。				
	2024年度末		2025年度末		2026年度末
	450		5,500		6,000

KPI③	公開型GISの利用者満足度（利用者アンケート）	種別	アウトカム	単位	ポイント
KPIの概要、測定方法	公開型GISを利用者を対象にアンケートを行い、満足度の評価に対する平均値。				
事業成果等の計測に適する理由	公開型GISを利用し満足した人数が多ければ多いほど、市が保有する地図情報のweb公開が市民サービス向上につながると思われるため。また、アンケート画面にて、任意で不満な点を記入してもらうことで、サービスの改善を図る。				
	2024年度末		2025年度末		2026年度末
	3.0		3.3		3.6

KPI④	地図情報に係る窓口等対応件数	種別	アウトカム	単位	件
KPIの概要、測定方法	導入部署における窓口対応件数を計測する。 ※以下の数値は道路、下水道業務における現在の窓口対応件数（参考値：約2,500件）				
事業成果等の計測に適する理由	国立市では、国立市DX推進計画に掲げる「書かない」「行かない」スマートな窓口の実現を掲げており、公開型GISの導入はこの推進に効果的であると考えており、来庁者数の減少を指標に選定した。				
	2024年度末		2025年度末		2026年度末
	2,400		1,800		1,200

10. 追加提案について

＜将来を見据えた展望について＞

本市を取り巻く環境・課題、さらには国内における今後の動向等を捉え、GIS システムが将来にわたり担うべき役割において、貴社が本市に提案できる内容について、その詳細な機能および金額を提示すること。

（令和7年度以降の庁内全体への展開を見据えての提案とすること）

11. 利用料（保守管理費・サポート支援含む）について

システムの利用料には以下のものを見込むものとする。

- ・統合型および公開型 GIS およびゼンリン地図（Zmap-TOWN II）のシステム利用料
統合型 GIS は同時接続ライセンス数 40、ゼンリン地図の同時接続ライセンス 20 を見込む
- ・運用支援
システムに関する問い合わせ対応、職員への教育等のサポート費用
- ・データ更新
住宅地図、地番図のデータ更新費用

システム導入後は、様々な情報を本システムで管理していくことを考えており、将来的にデータ容量が増えていくことが想定される。また、令和 7 年度以降に進めていく庁内全体への拡充によるレイヤー数やライセンス数の増加等、将来的な利用料の増額を懸念しているところである。

そこで、年間利用料（保守費等含む）について、今後、増額の可能性がある項目を示すとともに、それらの費用算出の考え方、増加額の幅等、具体的に金額が分かるものを示すこと。

12. 固定資産評価業務（現地調査）について

本市では、現在、紙資料を携行し実施している固定資産評価業務（現地調査）を、今後は、統合型 GIS を閲覧・編集できるタブレットを携行し、現地で直接 GIS に調査結果メモ等を入力することで、その内容が庁内の統合型 GIS に自動的に反映される機能を活用した運用としたい。

これについて、実務としての具体的な作業フロー、データ転送方法等、記載のこと。
なお、紛失等のリスクを避けるため、可能な限り USB メモリ、SD カード等の記録媒体を使用しない方法が望ましい。

13. 納品物について

No	納品物	納品形式	納入時期
1	プロジェクト計画書	電子データ	契約後 2 週間以内
2	スケジュール（WBS）	電子データ	構築期間中、随時更新すること
3	課題管理表	電子データ	構築期間中、随時更新すること
4	打合せ資料、議事録	電子データ	会議ごとに
5	各種設計書（要件定義など）	電子データ	各工程完了後
6	システム移行計画書	電子データ	各工程完了後
7	システム移行設計書	電子データ	各工程完了後
8	テスト計画書	電子データ	各工程完了後

9	テスト仕様書兼結果報告書	電子データ	各工程完了後
10	作業完了報告書	電子データ	各工程完了後
11	職員用マニュアル（研修に使用）	電子データ	本稼働開始1か月前
12	保守報告書	電子データ	保守作業完了後
13	業務委託関係書類等、必要書類一式	紙媒体	

14. その他

- ・ 搬入時に発生した空き箱や梱包材等を回収すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり、受託業者は本市と十分に協議し、本市の指示に従うこと。
- ・ 受託業者が本市施設に立ち入る場合は、事前にその旨を本市に連絡すること。
- ・ 受託業者が本市施設内で作業をする際には、本市の指示に従い、職員の職務に極力支障を及ぼさないよう留意すること。
- ・ 受託業者は、本業務を通じて知り得た情報を本業務の用に供する以外に利用してはならない。また、本市の書面などによる承諾なしに第三者に対して開示してはならない。
- ・ 本仕様書に記載がなくても、当然実施すべき作業がある場合には、受託業者は本市の承認を得て適切にこれを行うこと。
- ・ 本業務の作業の一部を受託業者が第三者に委託する場合は、事前に本市に書面による申出を行い、その承認を得ること。なお、その書面には以下の事項を記載すること。再々委託以降も、同様とする。
 - (ア) 委託の理由
 - (イ) 委託先の選定理由
 - (ウ) 委託先に対する業務の管理方法
 - (エ) 委託先の名称、代表者及び所在地
 - (オ) 委託する業務の内容
 - (カ) 委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び精密情報については特に明記すること。）
 - (キ) 委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - (ク) その他、本市の指定する事項
- ・ 前項により受託業者が業務の一部を第三者に委託する場合、または、再々委託以降は、委託先事業者も受託業者と同様に本仕様書に定める全ての事項を遵守すること。また、受託業者は委託先事業者がこれを遵守することについて一切の責任を負うものとする。